

2019年10月7日

合併に関する事項（事前開示事項）について

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
日本製鉄株式会社
代表取締役社長 橋本 英二

当社は、2019年10月3日開催の取締役会において、2020年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社、当社完全子会社である日鉄日新製鋼株式会社（以下「日新製鋼」といいます。）を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、日新製鋼との間で、合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。

本合併に関する事前開示事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第191条）は、以下のとおりです。

1. 本合併契約の内容

本合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

本合併契約においては、当社が、本合併に際し、日新製鋼の株主に対して、その株式に代わる金銭等を交付しない旨を定めております。本合併は完全親子会社間の合併であることから、当該定めは相当であると判断しております。

3. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 日新製鋼の最終事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで。以下同じです。)に係る計算書類等の内容

日新製鋼の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙2-1（計算書類）、別紙2-2（事業報告）及び別紙2-3（監査報告書）のとおりです。

5. 日新製鋼において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

日新製鋼において、2019年8月に同社呉製鉄所（広島県呉市）で発生した火災のため、一時的な操業レベルの低下及び生産設備の不具合に伴うコストアップ、原状回復

費用等が発生する見込みであります。

6. 当社において最終事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、別紙3-1のとおり、2019年8月1日に発行上限を3,000億円とする公募形式によるハイブリッド社債（劣後特約付社債）の発行を決定し、別紙3-2のとおり、同年9月6日に発行金額等の条件を決定した上、同月12日に払込金額3,000億円の払込みを受けております。

7. 債務の履行の見込みに関する事項

2019年3月31日現在、当社及び日新製鋼の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は、以下のとおりです。

	当社	日新製鋼
資産の額	5,462,897百万円	568,901百万円
負債の額	3,390,445百万円	422,578百万円
純資産の額	2,072,452百万円	146,323百万円

いずれの会社についても、本合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本合併後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

これに加え、当社の収益及びキャッシュフローの状況等に鑑みて、本合併の効力発生日以降も、当社の債務は履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

合併契約書

日本製鉄株式会社（以下、「甲」という。）及び日鉄日新製鋼株式会社（以下、「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、2019年10月3日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条 （合併の方法）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下、「本合併」という。）する。
2. 本合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社
商号：日本製鉄株式会社
住所：東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
 - (2) 吸収合併消滅会社
商号：日鉄日新製鋼株式会社
住所：東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

第2条 （効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2020年4月1日とする。ただし、本合併の手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第3条 （吸収合併の対価）

乙は、甲の完全子会社であることから、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等を交付しないものとする。

第4条 （合併承認手続）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を要しない。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を要しない。

第5条 （善管注意義務）

乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって業務を遂行しかつ一切の財産管理の運営をなすものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、その実行の可否について、あらかじめ甲の同意を得なければならない。

第6条 (合併条件の変更及び本契約の解除)

甲は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本合併の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本合併の目的の達成が困難となった場合には、乙と誠実に協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第7条 (協議事項)

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

(以下、本頁余白)

本契約の締結を証するため、本契約を 2 通作成し、甲及び乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2019 年 10 月 3 日

甲：東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号
日本製鉄株式会社
代表取締役社長 橋本 英二

乙：東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
日鉄日新製鋼株式会社
代表取締役社長 柳川 欽也

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	210,495	流動負債	268,938
現金及び預金	2,555	支払手形	6,283
受取手形	59	買掛金	93,102
売掛金	30,604	短期借入金	115,907
たな卸資産	136,734	未払金	9,232
未収入金	20,854	未払費用	29,569
前払費用	1,899	未払法人税等	1,411
前払の費用	970	預り金	2,157
貸倒引当金	16,825	災害損失引当金	10,238
	△ 8	環境対策引当金	107
		その他	927
固定資産	358,406	固定負債	153,639
有形固定資産	217,062	長期借入金	96,700
建物	39,210	退職給付引当金	36,722
構築物	21,011	特別修繕引当金	8,965
機械及び装置	90,151	環境対策引当金	874
車両運搬具	172	災害損失引当金	307
工具、器具及び備品	3,817	その他	10,071
土地	58,503		
建設仮勘定	4,195	負債合計	422,578
無形固定資産	13,350	(純資産の部)	
ソフトウェア	13,307	株主資本	135,891
その他	42	資本金	30,000
投資その他の資産	127,993	資本剰余金	100,419
投資有価証券	41,634	資本準備金	7,500
関係会社株	50,181	その他資本剰余金	92,919
関係会社出資	18,096	利益剰余金	5,471
長期貸付金	865	その他利益剰余金	5,471
長期前払費用	1,015	繰越利益剰余金	5,471
繰延税金資産	12,127	評価・換算差額等	10,431
繰延税金費用	2,964	その他有価証券評価差額金	10,431
前払の費用	1,266		
貸倒引当金	△ 158	純資産合計	146,323
資産合計	568,901	負債・純資産合計	568,901

(注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示している。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		464,285
売 上 原 価		437,003
売 上 総 利 益		27,282
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		37,476
営 業 損 失		10,193
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	10,926	
そ の 他	1,128	12,054
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,578	
そ の 他	4,381	5,960
経 常 損 失		4,099
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	530	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	8,255	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	1,595	
退 職 給 付 信 託 返 還 益	5,530	15,911
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	522	
減 損 損 失	1,010	
災 害 損 失	14,817	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	407	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,982	
設 備 休 止 関 連 損 失	8,000	
そ の 他	2,491	29,231
税 引 前 当 期 純 損 失		17,418
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	611	
法 人 税 等 調 整 額	△ 20,918	△ 20,306
当 期 純 利 益		2,887

(注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示している。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己 株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
2018年4月1日 残高	30,000	7,500	92,999	100,499	4,230	4,230	△ 76	134,654
当期変動額								
剰余金の配当					△ 1,646	△ 1,646		△ 1,646
当期純利益					2,887	2,887		2,887
自己株式の取得							△ 3	△ 3
自己株式の消却			△ 79	△ 79			79	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	△ 79	△ 79	1,240	1,240	76	1,237
2019年3月31日 残高	30,000	7,500	92,919	100,419	5,471	5,471	-	135,891

	評価・換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	
2018年4月1日 残高	22,666	157,320
当期変動額		
剰余金の配当		△ 1,646
当期純利益		2,887
自己株式の取得		△ 3
自己株式の消却		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△12,234	△12,234
当期変動額合計	△12,234	△10,996
2019年3月31日 残高	10,431	146,323

(注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示している。

個別注記表

【1】重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ①子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法に基づく原価法
- ②その他有価証券 …… 時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）時価のないものについては、主として移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

- ①製品、副産物、半製品、仕掛品、原材料 …… 総平均法に基づく原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ②貯蔵品 …… 移動平均法に基づく原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

ただし、建物については、主として定額法、また2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- ①ソフトウェア …… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ②その他 …… 定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

②数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務年数（17年等）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務年数（17年等）による定額法により費用処理している。

- (3) 特別修繕引当金
高炉の定期的な改修に要する費用の支出に備えるため、改修費用の見積額の当期間対応額を計上している。
- (4) 環境対策引当金
保管するPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物等の処理費用等の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上している。
- (5) 災害損失引当金
「平成30年7月豪雨」及び「台風21号」を起因として発生した設備等の損傷に対する原状回復に係る将来工事支出に備えるため、当期末における見積額を計上している。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) ヘッジ会計の方法
 - ①ヘッジ会計の方法
当社のヘッジ取引は、繰延ヘッジ処理を採用している。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、金銭受払の純額を金利変換の対象となる負債に係る利息に加減して処理している。
 - ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 …………… 金利スワップ取引、為替予約取引及び通貨オプション取引
ヘッジ対象 …………… 特定借入金の支払金利、外貨建予定取引
 - ③ヘッジ方針
社内管理規程に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしている。なお、当該規程にてデリバティブ取引は実需に伴う取引に対応させることとしており、一時的な利益獲得を目的とした投機目的の取引は一切行わないこととしている。
 - ④ヘッジ有効性評価の方法
特例処理の要件を満たす金利スワップ取引及びヘッジに高い有効性があるとみなされる取引のみであるため、有効性の評価を省略している。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。
- (3) 連結納税制度の適用
当期より新日鐵住金株式会社を連結納税親会社とした連結納税制度を適用している。
なお、同社は2019年4月1日より商号を日本製鉄株式会社に変更している。

【2】表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当期から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示している。

【3】貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,023,679百万円

2. 保証債務

以下のとおり金融機関借入金等に対する債務保証及び保証予約を行っている。

債務保証

(単位：百万円)

被保証者	保証額
(株)ステンレスワン	484
従業員（住宅融資）	164
NISSHIN METAL SERVICES(M) SDN. BHD.	25
合計	674

保証予約

(単位：百万円)

対象債務者	保証予約額
天津日華鋼材製品有限公司	19

3. 財務制限条項

当社が、金融機関数社と締結しているシンジケートローン契約（2017年9月29日付契約、長期借入金のうち40,000百万円）の財務制限条項は次のとおりである。

- (1) 本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を直前の決算期又は第2四半期比75%以上に維持すること。
- (2) 本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期に係る連結の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないこと。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	36,009 百万円
長期金銭債権	840 百万円
短期金銭債務	93,216 百万円

5. たな卸資産に属する資産

製品	24,088 百万円
副産物	5,497 百万円
半製品	29,128 百万円
仕掛品	41,110 百万円
原材料	15,534 百万円
貯蔵品	21,374 百万円

【4】損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売 上 高	145,780 百万円
仕 入 高	205,439 百万円
営業取引以外の取引高	18,048 百万円

2. たな卸資産評価損

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後（前期末に計上した簿価切下額の戻入額相殺後）の金額であり、次のたな卸資産評価損（△は益）が売上原価に含まれている。

397 百万円

【5】株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	109,843千株	—	77千株	109,766千株

（注）発行済株式数の減少77千株は、自己株式の消却によるものである。

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
自己株式				
普通株式	75千株	2千株	77千株	—

（注）自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによるものである。

自己株式の株式数の減少77千株は、自己株式の消却によるものである。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年5月16日 取締役会	普通株式	1,646百万円	15.0円	2018年3月31日	2018年6月5日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2019年6月27日開催の定時株主総会の議案として、以下の剰余金の配当について提案する予定である。

	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,570百万円	利益剰余金	23.4円	2019年3月31日	2019年6月28日

【6】税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、災害損失引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等である。

【7】金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主として短期的な預金等に限定し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用している。

資金調達については、投融資計画に照らして必要な資金を、主として銀行借入や社債発行により調達し、また、短期的な運転資金を、主として銀行借入や商業・ペーパーにより調達している。

なお、親会社と当社及び当社と主な子会社との間では、資金の貸借を双方向で反復継続的に行うキャッシュ・マネジメント・システムを導入している。

デリバティブは、借入金の金利変動リスク及び外貨建取引の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は一切行わないこととしている。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクを有する。当該リスクに関しては、社内管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適時把握する体制としている。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されているが、主として事業上の関係を有する企業の株式を保有しており、定期的に時価や発行企業の財務状況等を把握している。

借入金、金利の変動リスクを有しており、一部については特例処理の要件を満たす金利スワップ取引を利用している。

デリバティブ取引については、社内管理規程に従って行っており、また、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っている。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「【1】重要な会計方針に係る事項に関する注記4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (1)ヘッジ会計の方法」に記載している。

営業債務や借入金の流動性リスクについては、各社が適時に資金繰計画を作成する等の方法により管理している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額 ※1	時価 ※1	差額
(1) 現金及び預金	2,555	2,555	—
(2) 受取手形	59	59	—
(3) 売掛金	30,604	30,604	—
(4) 未収入金	20,854	20,854	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	41,068	41,068	—
(6) 関係会社株式	22,877	48,801	25,923
(7) 支払手形	(6,283)	(6,283)	—
(8) 買掛金	(93,102)	(93,102)	—
(9) 短期借入金 ※2	(97,107)	(97,107)	—
(10) 未払金	(9,232)	(9,232)	—
(11) 未払費用	(29,569)	(29,569)	—
(12) 預り金	(2,157)	(2,157)	—
(13) 長期借入金 ※2	(115,500)	(116,518)	△ 1,018

※1 負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

※2 貸借対照表の短期借入金に含めている1年内返済予定の長期借入金18,800百万円は、上表(13)長期借入金に含む。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、(4)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(5) 投資有価証券、(6) 関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

(7) 支払手形、(8)買掛金、(9)短期借入金、(10)未払金、(11)未払費用、(12)預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(13) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、長期借入金の時価に含めて記載している。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額27,870百万円）、その他（貸借対照表計上額0百万円）及び関係会社出資金（貸借対照表計上額18,096百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象外としている。

【8】 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
親会社	新日鐵住金(株) ※	(被所有) 直接 100.0	鋼片の供給、原料の 供給、資金の預入等	鋼片等の購入	20,679	買掛金	1,166
				原料等の購入	67,014	買掛金	33,919
				資金の借入	54,000	短期 借入金	54,000
				資金の預入	—	預け金	1,501

子会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	日新製鋼建材(株) ※	(所有) 直接100.0	当社製品の一部を 加工・役員の兼任	表面処理 製品の販売	31,542	売掛金	6,221
				資金の貸付	—	短期 貸付金	3,333
	月星海運(株) ※	(所有) 直接100.0	当社製品の運送及び 構内作業・役員の兼任	鉄鋼製品の輸送等	10,960	未払費用	5,890
	日新工機(株) ※	(所有) 直接100.0	当社設備の据付及び 修理・役員の兼任	設備の購入	6,327	未払金	2,423
関連会社	日本鐵板(株)	(所有) 直接 20.0	当社製品の販売 ・役員の兼任	表面処理 製品の販売	54,603	売掛金	3,636

従業員のための企業年金等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
企業年金	退職給付信託	—	退職給付会計上の 年金資産	資産の一部返還	24,000	—	—

※新日鐵住金(株)は、2019年4月1日より商号を日本製鉄(株)に変更している。

日新製鋼建材(株)は、2019年4月1日より商号を日鉄日新製鋼建材(株)に変更している。

月星海運(株)は、2019年4月1日より商号を日鉄日新海運(株)に変更している。

日新工機(株)は、2019年4月1日より商号を日鉄日新工機(株)に変更している。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(1) 上記各社への取引については、一般取引と同様に市場実勢を勘案し決定している。

(2) 新日鐵住金(株)からの鋼片等の購入については、商社を経由した取引を含めており、取引金額等は商社に対するものも含めて記載している。

(3) 新日鐵住金(株)への資金の預入については、貸借を双方向で反復継続的に行うキャッシュ・マネジメント・システムを利用したものであるため、取引金額は記載していない。

(4) 日新製鋼建材(株)への資金の貸付については、貸借を双方向で反復継続的に行うキャッシュ・マネジメント・システムを利用したものであるため、取引金額は記載していない。

(5) 取引金額には消費税等を含んでいない。

【9】1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,333円05銭
1株当たり当期純利益	26円30銭

【10】重要な後発事象に関する注記

(会社分割)

当社は、2019年4月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、日鉄ステンレス株式会社を吸収分割承継会社とする会社分割の方法により、当社のステンレス事業のうち、ステンレス鋼板事業に関する資産、負債及び権利義務を日鉄ステンレス株式会社に承継させる吸収分割を実施した。

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

当社のステンレス鋼板事業に関する資産、負債及び権利義務

(2) 企業結合日

2019年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、日鉄ステンレス株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

日鉄ステンレス株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社、日本製鉄株式会社及び日鉄ステンレス株式会社は、各々が培ってきたステンレス鋼板事業に関する経営資源を持ち寄り、事業戦略を一体化して、組織・運営体制の効率化はもとより、的確な商品・利用加工技術・サービスの提供等による顧客の価値の創造、世界をリードする技術開発の促進、ベストプラクティスの徹底追及、最適生産設備体制の構築などにより、更なるシナジーを創出し、今後の成長・発展を図るべく、各々のステンレス鋼板事業を統合することとした。

2. 実施する予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する。

【添付書類】

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の国内経済は、引き続き雇用や所得環境の改善が続くなか、個人消費や設備投資などの内需が堅調に推移し、緩やかな拡大基調が継続しました。

鉄鋼業界におきましても、堅調な個人消費や設備投資を背景として、建築・産業機械分野を中心に国内の鋼材需要は総じて底堅く推移してまいりました。

このような経営環境のもと、当社は、製品の安定供給に努めるとともに、足下の需要を着実に捕捉し、コア製品の拡販および収益最大化を一層推し進めるべく、開発・生産・販売が一体となった事業活動を展開してまいりました。

販売面においては、品種別ユニット制の導入による当社グループ会社と連携した体制の下、需要開発を積極的に推進し、黒ZAMやプラタイト等の新コア製品の拡販、開発およびCS（顧客満足度）向上活動を進めてまいりました。また、主原料価格上昇に伴うコストアップについては、自助努力を上回る部分のコストについてお客様の理解を得つつ、販売価格の見直しに取り組んでまいりました。

製造面においては、最適生産体制およびコストダウンの実現に向けた設備投資計画の推進、上工程を中心とした生産設備の安定稼動に努めてまいりました。一方、平成30年7月豪雨や9月に発生した台風21号等の影響により、一部の設備に大きな損傷を受けるとともに、一時的な操業の停止等を余儀なくされましたが、全社一丸となった復旧活動に加え、きめ細かな納期対応等により需要部門への影響を最小限に留めるべく、鋭意注力してまいりました。

新日鐵住金株式会社（以下、新日鐵住金）とのシナジー創出につきましては、当社子会社化以降に開始した鉄源供給取引に加え、当期からは製鉄原料の売買契約を同社に一元化し、安定的かつ安価な調達を推進いたしました。また、当社の財務健全化の加速と連結納税制度の活用を企図し、退職給付信託資産を含む政策保有株式の圧縮に努めました。こうした新日鐵住金グループ内での連携強化と経営資源の相互活用ならびにシナジー最大化を迅速かつ確実に具現化するため、当社は、2018年12月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、本年1月1日を効力発生日とした株式交換により新日鐵住金の完全子会社となり、同社グループ内での事業再編に向けた財務面の対応を含む準備を整えました。なお、これにより、当社株式は、2018年12月26日をもって東京証券取引所市場第一部において上場廃止となりました。

当期の業績につきましては、売上高は4,642億85百万円（対前期8億37百万円増）、経常損失は40億99百万円（対前期123億68百万円減）、当期純利益は28億87百万円（対前期12億58百万円増）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の国内経済は、雇用や所得環境の改善が期待されるなか、緩やかな回復が続くことが予想されますが、米中貿易摩擦、英国のEU離脱などの動向が世界経済に与える影響や、増加傾向にある自然災害および2019年10月より施行予定の消費税増税による影響などの懸念材料も散見されます。

鉄鋼業界におきましては、鋼材需給は引き続き堅調に推移することが見込まれますが、通商問題に代表される世界的な保護主義の拡大、欧州・中国経済の減速などの影響に注視する必要があります。

かかる経営環境の下、当社は昨年発生した自然災害に起因する設備トラブルに伴う損害の

早期回復と影響の解消に努めるとともに、「2020 年中期経営計画」で掲げた各施策を着実に推進してまいります。

新日鐵住金グループとの連携深化については、同社グループにおけるステンレス鋼板事業および溶接ステンレス鋼管事業の早期かつ最大限のシナジーを発揮すべく、事業統合・再編を行いました。これにより、本年4月1日、当社のステンレス鋼板事業を会社分割によって新日鐵住金ステンレス株式会社に承継し、新日鐵住金の特殊ステンレス薄板事業を含め、ステンレス鋼板事業の統合を実現しました。さらに、同日、当社が保有する日新製鋼ステンレス鋼管株式会社の全株式を日鉄住金ステンレス鋼管株式会社に譲渡、両社の吸収合併を行うとともに、当社の自動車用ステンレス鋼管事業についても会社分割により日鉄住金鋼管株式会社に承継しました。

本事業統合・再編を経て、当社は新日鐵住金グループにおける普通鋼・特殊鋼薄板事業会社としての新体制を迎えましたが、さらなる企業価値向上と競争力強化に向けて、最適生産体制の追求等、事業環境変化に合わせた機動的かつ柔軟な施策を推進してまいります。

具体的には、コア製品戦略については、需要家ニーズを踏まえた新コア製品の拡販や新商品開発によるマーケットにおける高いシェアの維持、新日鐵住金と連携した幅広い需要の取り込みを実現し、収益最大化に努めてまいります。

また、当社の強みである需要家密着型の開発販売を一層強化し、素材から加工までの一貫したワンストップでの需要家対応に当社グループ一体となって取り組み、お客様中心主義に基づくCS追求戦略を遂行してまいります。

当社は、本年4月1日、新日鐵住金グループにおけるブランドの統一および一体感醸成に向け、新日鐵住金が商号を「日本製鉄株式会社」に変更することと併せて、商号を「日鉄日新製鋼株式会社」に変更いたしました。当社は引き続き日本製鉄グループの一員として、同社と経営戦略を共有しつつ、これまで培った当社の強みを活かしながら、同社グループの収益拡大に貢献してまいります。

(3) 設備投資等の状況

① 当期に完成した主要設備工事

- ・ 呉製鉄所 第2高炉炉体冷却設備改造工事
加熱炉燃料転換工事
- ・ 堺製造所 ZAM新商品（黒ZAM）製造設備工事

② 当期継続中の主要設備工事

- ・ 呉製鉄所 第1高炉炉体冷却設備改造工事
- ・ 周南製鋼所 焼鈍酸洗設備電気系統リフレッシュ工事
- ・ 堺製造所 特殊鋼生産能力向上工事

③ 当期に休止した主要設備

- ・ 衣浦製造所 溶融還元炉

(注) 周南製鋼所および衣浦製造所は、2019年4月1日、当社を吸収分割会社、新日鐵住金ステンレス株式会社が吸収分割承継会社とする会社分割により、当社のステンレス鋼板事業（薄板、厚板を含みます。）を新日鐵住金ステンレス株式会社に承継させたため、同所の設備は当社の設備ではなくなりました。なお、同日、新日鐵住金ステンレス株式会社は、商号を日鉄ステンレス株式会社に変更いたしました。

(4) 他の会社の株式の処分の状況

① 当社は、2018年12月20日、当社が保有するマレーシア Bahru Stainless Sdn, Bhd. (バルステンレス) 株式 30.0%の全てを Acerinox, S.A. (アセリノックス) に譲渡いたしました。

② 当社は、2018年12月27日、当社が保有する日本鐵板株式会社株式 50.0%のうち 30.0%を日鉄住金物産株式会社に譲渡いたしました。

(注) 新日鐵住金株式会社は、2018年12月27日、同社が保有する日本鐵板株式会社株式 50.0%のうち 36.0%を日鉄住金物産株式会社に譲渡いたしました。その結果、日鉄住金物産株式会社は日本鐵板株式会社を子会社といたしました。なお、2019年4月1日、新日鐵住金株式会社は商号を日本製鉄株式会社に、日鉄住金物産株式会社は商号を日鉄物産株式会社に、それぞれ変更いたしました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	年 度	2015 年度 (第 4 期)	2016 年度 (第 5 期)	2017 年度 (第 6 期)	2018 年度 (第 7 期)
売 上 高	(百万円)	418,393	397,764	463,448	464,285
経常利益	(百万円)	17,441	2,750	8,269	△4,099
当期純利益	(百万円)	5,886	3,302	1,629	2,887
1株当たり当期純利益	(円)	53.62	30.08	14.84	26.30
純 資 産	(百万円)	164,527	158,838	157,320	146,323
総 資 産	(百万円)	603,278	579,633	565,696	568,901

(注) 1. △印は損失を示しております。

2. 第7期の損益状況は、前記(1)「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであり、第6期に比べて経常利益は減益となりました。

3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

・親会社との関係

新日鐵住金株式会社は当社の株式を 109,766,313 株 (持株比率 100.0%) 保有しております。

当社の取締役の新日鐵住金株式会社の出身者が 2 名就任しており、うち 1 名は代表取締役社長に就任しております。また、当社の監査役に新日鐵住金株式会社の従業員が 1 名就任しておりましたが、2019年3月31日に辞任いたしました。

当社は、新日鐵住金株式会社との間に、鋼片等の購入、原料等の購入および資金の借入れ等の取引があります。

(注) 新日鐵住金株式会社は、2019年4月1日に商号を日本製鉄株式会社に変更いたしました。

・親会社との間の取引に関する事項

親会社との取引に際しては、取引条件が第三者との通常取引条件と著しく相違せず、かつ当該取引の実施は当社の事業にも貢献することを十分に確認しており、当社の利益を害するものでないと当社取締役会は判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 持株比率	主な事業内容
日新製鋼建材株式会社	百万円 1,500	% 100.0	各種鋼材・建材・軽量形鋼の製造、販売および鋼材加工
日新鋼管株式会社	1,400	100.0	各種鋼管の製造、加工および販売
新和企業株式会社	499	100.0	商事、サービス業、ゴルフ場経営および厚生施設の維持管理
月星海運株式会社	462	100.0	鉄鋼製品の海上・陸上輸送および倉庫管理
日新製鋼ステンレス鋼管株式会社	250	100.0	各種ステンレス鋼管の製造、加工および販売
日新ステンレス商事株式会社	180	100.0	ステンレス鋼その他金属製品および原材料の販売
日新工機株式会社	96	100.0	設備・プラントの設計、製作、据付および修理
月星商事株式会社	436	41.2	鉄鋼製品の加工および販売
Wheeling-Nisshin, Inc. (ウィーリング・ニッシン)	百万米ドル 71	100.0	米国における表面処理鋼板の製造および販売

- (注)1. 当社の持株比率は、間接出資会社の場合、子会社を通じた間接保有分を含む比率です。
2. 日新製鋼建材(株)は、2019年4月1日、商号を日鉄日新製鋼建材(株)に変更いたしました。
3. 日新鋼管(株)は、2019年4月1日、商号を日鉄日新鋼管(株)に変更いたしました。
4. 新和企業(株)は、2019年4月1日、商号を日鉄日新ビジネスサービス(株)に変更いたしました。
5. 月星海運(株)は、2019年4月1日、商号を日鉄日新海運(株)に変更いたしました。
6. 日新製鋼ステンレス鋼管(株)は、2019年4月1日、当社が保有する同社の全株式が日鉄住金ステンレス鋼管(株)に譲渡されたため、当社の子会社ではなくなりました。また、同日、同社を吸収合併消滅会社、日鉄住金ステンレス鋼管(株)を吸収合併存続会社とする吸収合併を行い、商号を日鉄ステンレス鋼管(株)に変更いたしました。
7. 日新ステンレス商事(株)は、2019年4月1日、当社を吸収分割会社、新日鐵住金ステンレス(株)を吸収分割承継会社とする会社分割により同社の全株式が新日鐵住金ステンレス(株)に承継されたため、当社の子会社ではなくなりました。また、同日、商号を日鉄ステンレス販売(株)に変更いたしました。
8. 日新工機(株)は、2019年4月1日、商号を日鉄日新工機(株)に変更いたしました。
9. Wheeling-Nisshin, Inc. (ウィーリング・ニッシン)は、2019年4月1日、商号をNS Wheeling-Nisshin, Inc. に変更いたしました。

(7) 主要な事業内容

当社は、鉄鋼製品の製造、加工および販売を主な事業としております。主要製品は、普通鋼、表面処理製品、ステンレス鋼および特殊鋼の鋼板、鋼帯および鋼管であります。

(注) 主要製品のうちステンレス鋼は、2019年4月1日、当社を吸収分割会社、新日鐵住金ステンレス株式会社を吸収分割承継会社とする会社分割により、当社のステンレス鋼板事業（薄板、厚板を含みます。）を新日鐵住金ステンレス株式会社に承継させ、また同日、当社を吸収分割会社、日鉄住金鋼管株式会社を吸収分割承継会社とする会社分割により、当社の自動車用ステンレス鋼管事業を日鉄住金鋼管株式会社に承継させたため、当社の主要製品ではなくなりました。なお、同日、新日鐵住金ステンレス株式会社は商号を日鉄ステンレス株式会社に、日鉄住金鋼管株式会社は商号を日鉄鋼管株式会社に、それぞれ変更いたしました。

(8) 主要な事業所

本社	東京都千代田区
支社・支店	札幌市、仙台市、新潟市、富山市、名古屋市、大阪市、高松市、広島市、福岡市
海外事務所	上海、広州、バンコク、シカゴ
研究所	市川市、堺市、呉市、周南市
製造所	碧南市、大阪市、堺市、西条市、呉市、周南市

(注) 周南市の研究所および製造所ならびに碧南市の製造所は、2019年4月1日、当社を吸収分割会社、新日鐵住金ステンレス株式会社を吸収分割承継会社とする会社分割により、当社のステンレス鋼板事業（薄板、厚板を含みます。）を新日鐵住金ステンレス株式会社に承継させたため、当社の事業所ではなくなりました。なお、同日、新日鐵住金ステンレス株式会社は、商号を日鉄ステンレス株式会社に變更いたしました。

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,880名	13名増	38.9歳	17.7年

(10) 当社の主要な借入先

借入先の名称	借入金残高
新日鐵住金株式会社	54,000 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	35,000
株式会社みずほ銀行	16,000
三井住友信託銀行株式会社	15,500
株式会社山口銀行	14,900

(注) 新日鐵住金(株)は、2019年4月1日、商号を日本製鉄(株)に変更いたしました。

(11) その他当社の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、2019年4月1日、商号を日鉄日新製鋼株式会社に変更いたしました。
- ② 当社は、2019年4月1日、当社を吸収分割会社、新日鐵住金ステンレス株式会社を吸収分割承継会社とする会社分割により、当社のステンレス鋼板事業（薄板、厚板を含みます。）を新日鐵住金ステンレス株式会社に承継させました。なお、新日鐵住金株式会社は、同社を吸収分割会社、新日鐵住金ステンレス株式会社を吸収分割承継会社とする会社分割により、同社の特殊ステンレス薄板事業（純ニッケル・ニッケル合金およびクラッド鋼板事業を除きます。）の一部を新日鐵住金ステンレス株式会社に承継させました。また、同日、新日鐵住金ステンレス株式会社は、商号を日鉄ステンレス株式会社に変更いたしました。
- ③ 当社は、2019年4月1日、当社が保有する日新製鋼ステンレス鋼管株式会社の全株式を日鉄住金ステンレス鋼管株式会社に譲渡いたしました。また、同日、日鉄住金ステンレス鋼管株式会社を吸収合併存続会社、日新製鋼ステンレス鋼管株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。なお、同日、日鉄住金ステンレス鋼管株式会社は、商号を日鉄ステンレス鋼管株式会社に変更いたしました。
- ④ 当社は、2019年4月1日、当社を吸収分割会社、日鉄住金鋼管株式会社を吸収分割承継会社とする会社分割により、当社の自動車用ステンレス鋼管事業を日鉄住金鋼管株式会社に承継させました。なお、同日、日鉄住金鋼管株式会社は、商号を日鉄鋼管株式会社に変更いたしました。

2. 当社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

430,000,000 株

(2) 発行済株式の総数

109,766,313 株

(3) 株主数

1 名

(4) 株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
新日鐵住金株式会社	109,766,313 株	100.0 %

(注) 新日鐵住金(株)は、2019年4月1日、商号を日本製鉄(株)に変更いたしました。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社の株式は、2018年12月26日、株式会社東京証券取引所市場第一部において上場廃止となりました。
- ② 当社は、2018年12月26日開催の取締役会決議に基づき、2019年1月1日、77,610株の自己株式を消却いたしました。
- ③ 当社は、2019年2月25日開催の臨時株主総会決議に基づき定款を変更し、当社の株式の取得については、取締役会の承認を得なければならないことといたしました。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 当社の取締役および監査役に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	三 喜 俊 典		
代 表 取 締 役 社 長 CEO(最高経営責任者)	柳 川 欽 也		
代 表 取 締 役 副社長執行役員	宮 楠 克 久	・生産・技術全般(含む環境・安全、商品品質・技術サービス、外注統括)および購買を総括	・Acerinox, S. A. (アセリノックス) 取締役
代 表 取 締 役 副社長執行役員	田 中 秀 雄	・販売全般を総括	・三晃金属工業(株)取締役 (社外取締役)
代 表 取 締 役 副社長執行役員	三 好 宣 弘	・海外事業全般、経営企画、総務および財務を総括	
取 締 役 常務執行役員	今 野 直 樹	・技術総括および外注統括を管掌	
取 締 役 常務執行役員	長 沼 利 明	・経営企画部長ならびにグループ開発本部長	
取 締 役 常務執行役員 (企業倫理担当役員)	香 春 哲 夫	・内部統制推進、P I 推進および労働安全を管掌ならびに人事部長	
取 締 役 (非 常 勤)	八 丁 地 園 子		・津田塾大学学長特命補佐 (戦略推進本部長) ・日本航空(株)取締役 (社外取締役)
取 締 役 (非 常 勤)	遠 藤 功		・(株)ローランド・ベルガー会長 ・(株)良品計画取締役 (社外取締役) ・S O M P Oホールディングス (株)取締役 (社外取締役)
常 任 監 査 役 (常 勤)	安 井 潔		
監 査 役 (常 勤)	伊 藤 幸 宏		
監 査 役 (非 常 勤)	片 山 達		・アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー
監 査 役 (非 常 勤)	上 原 学		・新日鐵住金(株)経営企画部部長 ・エスケケー不動産(株) 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役のうち八丁地園子および遠藤功の両氏は社外取締役であります。また、監査役のうち伊藤幸宏および片山達の両氏は社外監査役であります。
2. 2019年3月31日現在、取締役兼執行役員以外の執行役員は19名であります。
3. 取締役三喜俊典氏は、2019年4月1日、当社取締役会長を退任し、当社取締役相談役に就任いたしました。
4. 取締役宮楠克久氏は、2018年5月10日、Acerinox, S. A. (アセリノックス) 取締役に就任し、2019年4月11日に辞任いたしました。また、2019年3月31日、当社代表取締役、取締役および副社長執行役員を辞任いたしました。
5. 取締役今野直樹氏は、2019年4月1日、当社代表取締役副社長執行役員に就任いたしました。
6. 取締役八丁地園子氏は、2018年6月19日、日本航空(株)取締役(社外取締役)に就任いたしました。
7. 監査役上原学氏は、2019年3月31日、当社監査役を辞任いたしました。また、同日、新日鐵住金(株)を退職いたしました。なお、新日鐵住金(株)は、2019年4月1日、商号を日本製鉄(株)に変更いたしました。また、2019年4月5日、エスケーケー不動産(株)代表取締役社長を辞任いたしました。
8. 監査役伊藤幸宏氏は、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループおよび同社グループ金融機関の役員等を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先のうち、SOMPOホールディングス(株)については同社の子会社である損害保険ジャパン日本興亜(株)と当社との間に保険取引がありますが、特別な利害関係はありません。その他の重要な兼職先である津田塾大学、日本航空(株)、(株)ローランド・ベルガー、(株)良品計画およびアンダーソン・毛利・友常法律事務所と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

① 報酬等の額

区 分	員 数	当期に係る報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	10 名 (2)	351,497 (24,000) 千円
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (2)	69,996 (33,996)

② 報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

各取締役および監査役の報酬等の算定方法に係る決定に関する方針は、取締役については取締役会にて、監査役については監査役の協議にて決定いたしますが、その内容の概要は次のとおりであります。

- ・各取締役の報酬額は、株主総会が決定する取締役の総額の限度内において、職務および職責ならびに当社の連結業績に応じて算定いたします。
- ・各監査役の報酬額は、株主総会が決定する監査役の総額の限度内において、職務および職責に応じて算定いたします。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および監査役は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める限度額としております。

(4) 社外取締役および社外監査役の主な活動状況

取締役会および監査役会・監査役連絡会への出席状況および発言状況

取締役 八丁地園子	当期開催の取締役会 14 回のうち 12 回に出席し、疑問点等を明らかにするために適宜説明を求めるとともに、主に金融機関およびその他企業で培われた豊富な経験を有する企業経営者としての見地から意見の表明を適宜行いました。
取締役 遠藤功	当期開催の取締役会 14 回のうち 11 回に出席し、疑問点等を明らかにするために適宜説明を求めるとともに、主に経営戦略に関するコンサルティング業務について豊富な経験を有する企業経営者としての見地から意見の表明を適宜行いました。
監査役 伊藤幸宏	当期開催の取締役会 14 回の全てに出席し、疑問点等を明らかにするために適宜説明を求めるとともに、主に法令・定款遵守の見地から意見の表明および財務・会計的見地からの発言を適宜行いました。 また、当期開催の監査役会 13 回の全ておよび監査役連絡会 2 回の全てに出席し、監査の方法および結果についての意見交換、協議等を行うとともに、主に財務・会計的見地からの発言を適宜行いました。
監査役 片山達	当期開催の取締役会 14 回の全てに出席し、疑問点等を明らかにするために適宜説明を求めるとともに、主に法令・定款遵守の見地から意見の表明および弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行いました。 また、当期開催の監査役会 13 回の全ておよび監査役連絡会 2 回の全てに出席し、監査の方法および結果についての意見交換、協議等を行うとともに、主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行いました。

(注) 当社は、2019 年 2 月 25 日開催の臨時株主総会決議に基づき定款を変更し、法定機関としての監査役会を廃止いたしました。なお、監査役は、同日、各監査役が監査に関する重要な事項について情報を共有し、監査役共通の事項について決定するための任意の機関として、監査役連絡会を設置いたしました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(注) 当社の重要な子会社のうち、Wheeling-Nisshin, Inc. (ウィーリング・ニッシン)は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。なお、Wheeling-Nisshin, Inc. は、2019年4月1日、商号をNS Wheeling-Nisshin, Inc.に変更いたしました。

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	116,560 千円
うち、当社の会計監査人としての報酬等の額	77,150

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんでしたので、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠、前年度の報酬水準等を確認し、検討した結果、その報酬等は妥当なものと判断し、同意をしております。

(3) 会計監査人の非監査業務の内容

財務諸表等以外の財務情報に関する調査報告

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人が会社法に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の職務執行に重大な支障が生じたと認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する方針であります。

取締役会は、監査役が決定した内容の会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出する方針であります。

6. 当社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 内部統制システムの基本方針

当社は、2019年2月6日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月1日をもって内部統制システムの構築の基本方針を一部改定いたしました。この基本方針の内容は、次のとおりです。

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定め、かかる体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実を図る。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会は、取締役会付議・報告基準を整備し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- 2) 代表取締役社長は、社内規則に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。
- 3) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会報告基準に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- 4) 取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- 5) 取締役を含む役員がとるべき行動の基準・規範を示した「企業行動基準」「行動規範」を制定し、あわせて取締役の職務執行に係るコンプライアンスについて通報相談を受け付ける通報相談窓口を設ける。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- 2) 法令に則り必要な情報開示を行う。
- 3) 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 代表取締役社長を委員長とし、各部門を担当する執行役員から構成するリスクマネジメント委員会を置き、各部門のリスクマネジメント業務を統括し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制その他重要事項を決定する。
- 2) 全社的な視点から部門横断的なリスクマネジメント体制の整備を推進する内部統制推進部を置き、新たな重要リスクの探索及び対応の方向付けを行うとともに、各部門におけるリスクマネジメント体制の整備を支援する。
- 3) 各部門の長である執行役員及び使用人は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
- 4) 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、予め必要な対応方針

を整備し、発現したリスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度の下、取締役会は経営戦略の創出及び業務執行の監督という本来の機能に特化し、代表取締役社長以下執行役員は自己の職務を執行する。執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。
- 2) 代表取締役社長による会社の業務執行の決定に資するため、取締役を兼務する執行役員により構成される経営会議にて審議を行い、また必要に応じて会議体を設置する。
- 3) 取締役会はグループ経営理念・グループ経営ビジョンの下に経営目標・事業計画を策定し、代表取締役社長以下執行役員はその達成に向けて職務を執行し、取締役会がその進捗管理を行う。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 執行役員及び使用人がとるべき行動の基準、規範を示した「企業行動基準」「行動規範」に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問題があった場合は職員就業規則に則り適正に処分する。
- 2) コンプライアンスに係る事項について代表取締役社長を直接補佐する『企業倫理担当役員』を置き、全社のコンプライアンス状況を監督する。
- 3) コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、代表取締役社長を委員長、企業倫理担当役員を副委員長、各部門を担当する執行役員及び社外専門家（弁護士）を委員とするコンプライアンス委員会を置き、あわせて直接従業員等から通報相談を受け付ける社内・社外の通報相談窓口を設け、匿名での通報を認めるとともに通報者に対する不利益取扱いの防止を保証する。
- 4) 業務執行部門から独立した内部統制推進部が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役に適宜報告する。

6. 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 社内規則に従い、子会社管理の所管部門の総括の下、各部門がそれぞれ担当する子会社の管理を行う。
- 2) 主要な子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
- 3) 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。
- 4) 子会社の管理を担当する各部門は、子会社の業務執行状況について報告を受ける他、子会社が企業集団に重要な影響を及ぼす事項を意思決定する場合は、事前に協議を行う。
- 5) 子会社の管理を担当する各部門は、子会社にリスクマネジメント体制を整備するよう指導・監督する。
- 6) 取締役会はグループ経営理念・グループ経営ビジョンの下に経営目標・事業計画を策定し、各部門による管理の下、経営目標・事業計画の達成に向けて子会社は業務を執行し、取締役会がその進捗管理を行う。

- 7) 子会社の管理を担当する各部門は、子会社にコンプライアンス体制を整備するよう指導・監督する。また、当社及び国内直接出資子会社のコンプライアンスについて通報相談を受け付ける通報相談窓口を設ける。
- 8) 当社は、親会社との間で事業戦略を共有し、経営資源の相互活用を推進しつつ、適正な業務を行なう。また、企業集団としての社会的責任を全うするために必要となる親会社との連携・方針共有を行なうとともに、親会社の内部監査部門との連携も行なう。
- 9) 当社は、親会社との取引に際しては、取引条件が第三者との通常の取引条件と著しく相違しないことを十分に確認する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、内部統制推進部に専任を含む使用人若干名を置き、監査役が要請を行ったときは代表取締役社長との間で意見交換を行う。

8. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役の職務を補助するための専任組織として監査役連絡会事務局を内部統制推進部に置く。
- 2) 監査役は、監査役連絡会事務局の独立性を確保し、監査役連絡会事務局に対する指示の実効性を確保するため、監査役連絡会事務局の権限、組織、監査役からの指揮命令権、人事等に関して検討し、取締役と意見交換を行う。

9. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ 当社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告するための体制

ロ 当社の子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- 1) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。また、子会社の取締役、監査役及び使用人並びに子会社の管理を担当する各部門の長は、監査役の求めに応じて子会社の業務執行状況を報告する。
- 2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をしたことを理由として、不当に不利な取扱いをすることを防止する。

11. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行に必要な費用又は債務は、会社が負担すべき費用として処理する。

12. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- 2) 監査役は、内部監査部門と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
- 3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

② 内部統制システムの運用状況の概要

当社の内部統制システムの運用状況の概要は次のとおりです。

1. 内部統制システム全般

取締役会で決議した「会社法に基づく内部統制システムを構築するための体制」に基づき、複数の社外取締役を含む取締役会による業務執行状況の監督、監査役の業務監査及び各部門からの報告聴取、内部統制推進部門による内部監査などの取組みを通じて、取締役、執行役員及び各部門の業務執行状況の監視・監督を行い、経営の効率性・適法性の確保及び課題の明確化と改善に継続的に努めている。

また、共通制度での業務運営を含む一体運営を通じた親会社との連携及びタイムリーな方針・情報の共有等を通じて、経営及び業務執行に係る課題の確認・検証と顕在化した課題への対応強化に取り組むなど、継続的な内部統制の充実に努めている。

2. 内部監査

業務執行部門から独立した内部監査部門が、親会社との連携を踏まえつつ、経営及び業務執行における足下の課題や過去に確認された問題点を踏まえた重点監査項目を中心に監査計画を策定し、国内外の主要なグループ会社を含めた計画的な内部監査を実施している。各部門における一次的な自主チェックの結果を含め、内部監査結果は各部門に適宜フィードバックを行い、新たに確認された課題や改善すべき事項等を相互に確認しフォローする他、事後の経過や改善状況の確認を通じて内部統制の有効性を継続的に点検している。

また、内部監査部門の組織機能の強化や、内部監査部門と、監査役及び会計監査人の定期的な意見交換等を通じて、内部監査結果に基づく業務執行上の課題共有や対応方針の確認など、業務執行に対するチェック機能の実効性向上に取り組んでいる。

3. リスクマネジメント

内部統制推進部門が当社グループのリスクマネジメント体制の整備を統括・指導しており、当該体制の下で代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を年2回半年毎の定期開催に加え、必要に応じて臨時に開催し、各部門・グループ会社のリスク管理体制及び経営に影響を与える重要リスクの発現状況等を確認することで、部門・グループ横断の多角的な視点を含め必要な対応策を審議している。リスク管理にあたっては、個別に想定されるリスク内容の区分毎に担当部門（セグメント）を予め明確化し、各セグメントの専門的見地から緊急性・重要度に応じた体系的なリスク管理を実施している。

また、会社に重要な影響を及ぼす事故・トラブルが発生した場合は原因究明、再発防止策等の調査・分析を目的とした社内調査委員会を設置し、当該委員会の活動結果はリスクマネジメント委員会へ個別に報告を行う体制としている。

かかる管理を通じて、新たに発現したリスクや確認された課題等は、事業活動に影響を及ぼすリスクの低減・回避策を速やかに検討・実施するとともに、事後の再発防止や恒久措置に必要な改善策や是正対応を検討・審議し、決定事項については各部門又は部門・グループ横断的に適宜推進し、改善の進捗状況も継続的に管理している。

4. コンプライアンス

内部統制推進部門が当社グループのコンプライアンス体制の整備を統括・指導しており、当該体制の下で体系的なコンプライアンス教育や意識調査などの各種啓蒙及び各職場の自律的コンプライアンス活動等の取組みを通じて、従業員の意識啓発とコンプライアンス風土の醸成に積極的に注力している。

また、代表取締役社長を委員長、企業倫理担当役員を副委員長、その他社外弁護士等で構成されるコンプライアンス委員会を年2回半年毎に定期的で開催しており、各部

門・グループ会社のコンプライアンス管理体制及び内部通報制度（コンプラ・ホットライン）の運用状況等の確認・検証を行い、法令及び社内ルールの違反を中心にコンプライアンス問題の有無を確認している。

内部通報制度で確認された事案を含め、新たに顕在化した課題等については、再発防止の取組みを含む必要な改善策や是正対応について社外弁護士の意見等も踏まえつつ検討・審議を行い、各部門・グループ会社における対策推進と改善の継続的な進捗管理とともに、個別事案の経過等を踏まえた対応を図りつつ課題の解決に努めている。

5. 監査役監査の実効性確保

監査役監査が円滑に実施されるよう、業務執行部門から独立した内部統制推進部門に監査役会事務局（監査役会廃止後は監査役連絡会事務局）を設置し、監査業務を支援する体制を整備している。また、監査役による内部監査部門及び会計監査人との意見交換や重要な社内会議への監査役出席、親会社の監査役との意見交換等を通じて、業務執行上の課題や経営全般についての必要な情報を共有している他、社内規定又は監査役の求めに基づき、役員、各部門及びグループ会社が個別に業務執行状況を定期的に報告している。なお、監査役監査の結果確認された課題やその対応策等については、監査役による取締役会での報告に加え、代表取締役社長と監査役の定期的な協議を実施するなど、監査役監査の実効性が確保される取組みにも努めている。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

利益の配分につきましては、連結業績に応じた適切な剰余金の配当を実施していくことを基本に、企業価値向上に向けた今後の事業展開に必要な内部留保の確保および今後の業績見通しを踏まえた株主還元を実施する方針としております。

「利益の配分」の指標としては、連結配当性向年間 30%程度を目安といたします。

内部留保資金につきましては、企業価値向上に向けた持続的な収益成長と競争力強化のための投資、ならびに財務体質の強化に活用していく予定であります。

(注) 本事業報告の表示単位未満の端数の取扱いは、金額については切り捨て、比率については小数第二位を四捨五入しております。また、消費税等は税抜き方式によっております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

日鉄日新製鋼株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 横澤 悟 志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河野 祐 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日鉄日新製鋼株式会社（旧社名 日新製鋼株式会社）の2018年4月1日から2019年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2019年4月1日を効力発生日として、会社を吸収分割会社、日鉄ステンレス株式会社を吸収分割承継会社とする会社分割の方法により、会社のステンレス事業のうち、ステンレス鋼板事業に関する資産、負債及び権利義務を日鉄ステンレス株式会社に承継させる吸収分割を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

2018年4月1日から2019年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
- ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の整備・運用の状況について取締役等から報告を定期的に受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている親会社との間の取引については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況、監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況についても、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行なわれており、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項はありません。なお、当社グループ連結経営における内部統制システムの適正性に係る継続的な取り組みが重要であると考えます。
- ④事業報告に記載されている親会社との間の取引については、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

2019年5月28日

日鉄日新製鋼株式会社

常任監査役(常勤)

安 井

潔

㊟

監査報告書

2018年4月1日から2019年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
- ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の整備・運用の状況について取締役等から報告を定期的に受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている親会社との間の取引については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況、監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。内部統制システムの整備・運用状況については、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行なわれており、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、一つの除外事項を除き、指摘すべき事項は認められません。

（除外事項）

連結経営のもと、連結決算の結果につき、現在でも連結ベースの決算書類を作成し、それを取締役会決議で承認し、対外的な業績発表も行っているが、連結決算の結果については、会計監査人並びに監査役の監査を受けていない。取締役は、当社とその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を求められる。会社法上の連結計算書類を作成し、会計監査人並びに監査役の監査を受けるなど、企業集団の実態・業績等を正しく把握することを担保するプロセスを構築すべきである。

- ④事業報告に記載されている親会社との間の取引については、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

2019年5月28日

日鉄日新製鋼株式会社

監査役(常勤) 伊藤幸宏 (印)

監査報告書

2018年4月1日から2019年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本社及び主要な事業所の一部において業務及び財産の状況を調査し、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。また、子会社については、一部子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受け、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の整備・運用の状況について取締役会及び監査役会等において報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている親会社との間の取引については、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況、監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。内部統制システムの整備・運用状況については、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行なわれており、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、一つの除外事項を除き、指摘すべき事項は認められません。

(除外事項)

連結経営のもと、連結決算の結果につき、現在でも連結ベースの決算書類を作成し、それを取締役会決議で承認し、対外的な業績発表も行っているが、連結決算の結果については、会計監査人並びに監査役の監査を受けていない。取締役は、当社とその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を求められる。会社法上の連結計算書類を作成し、会計監査人並びに監査役の監査を受けるなど、企業集団の実態・業績等を正しく把握することを担保するプロセスを構築すべきである。

- ④事業報告に記載されている親会社との間の取引については、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

2019年5月28日

日鉄日新製鋼株式会社

監査役(非常勤)

片山

達

㊟



2019年8月1日
日本製鉄株式会社

公募ハイブリッド社債（公募劣後特約付社債）の発行に関するお知らせ

当社は、本日、発行上限を3,000億円とする公募形式によるハイブリッド社債（劣後特約付社債）（以下、本社債）の発行を決定しましたので、下記の通り、お知らせいたします。なお、当社は、本日、発行登録書及び本社債の発行に関する訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。

記

1. 本社債発行の目的及び背景

当社は、「2020年中期経営計画」において取り組むべき中長期の課題の一つとして、「グローバル事業展開の強化・拡大」を掲げております。その中の具体的施策の一つとして、アルセロールミタル社とインドの一貫鉄鋼メーカーであるエッサール スチール社の共同買収を予定しております。同社買収資金の調達等中期経営計画に基づく成長投資と財務健全性の両立に資する資金調達手段として、本社債の発行を決定いたしました。

2. 本社債の特徴

本社債は、資本と負債の中間的な性質を持ち、負債であることから株式の希薄化は発生しない一方、利息の任意繰延、超長期の償還期限、清算手続及び倒産手続における劣後性等、資本に類似した性質及び特徴を有しております。このため、当社では格付機関（株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所及びS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社）より資金調達額の50%に対して資本性の認定を受けることを見込んでおります。本社債の概略につきましては、本日付で関東財務局長に提出した発行登録書及び訂正発行登録書をご参照ください。

3. 今後のスケジュール

本社債については、みずほ証券株式会社を事務主幹事として、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMBC日興証券株式会社及び大和証券株式会社を共同主幹事として起用し、需要状況や金利動向等を総合的に勘案した上で、2019年9月以降に発行金額等の条件を決定する予定であり、決定次第すみやかにお知らせいたします。

以上

この文書は、当社の公募ハイブリッド社債（公募劣後特約付社債）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集行為ではありません。本社債は米国1933年証券法（以下、米国証券法）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は発行会社又は売出人より入手することができます。同文書には発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

お問い合わせ先：総務部広報センター 03-6867-2135, 2146, 2977, 3419

公募ハイブリッド社債（公募劣後特約付社債）の発行条件決定に関するお知らせ

当社は、2019年8月1日にお知らせしました発行総額を3,000億円とする公募形式によるハイブリッド社債（公募劣後特約付社債）（以下、本社債）に関し、本日、下記の通り、発行条件を決定しましたので、お知らせいたします。なお、当社は、本日、発行登録追補書類を関東財務局長に提出しております。

記

1. 社債の名称	日本製鉄株式会社 第1回利払繰延条項・期限 前償還条項付無担保社債 （劣後特約付）	日本製鉄株式会社 第2回利払繰延条項・期限 前償還条項付無担保社債 （劣後特約付）	日本製鉄株式会社 第3回利払繰延条項・期限 前償還条項付無担保社債 （劣後特約付）
2. 社債の総額	金700億円	金300億円	金2,000億円
3. 各社債の金額	1億円		
4. 社債等振替法の適用	本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下、社債等振替法）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。		
5. 当初利率	年0.71%（注1）	年0.93%（注2）	年1.24%（注3）
6. 償還期限	2079年9月12日		
7. 募集期間	2019年9月6日		
8. 払込期日	2019年9月12日		
9. 募集方法	一般募集		
10. 償還の方法	(1) 満期一括償還 (2) 期限前償還 (3) 買入消却		
11. 期限前償還（注4）	2024年9月12日以降の各利払日に当社の裁量で期限前償還可能。また、払込期日以降に税制事由又は資本金変更事由が生じ、かつ継続している場合は期限前償還可能。	2026年9月12日以降の各利払日に当社の裁量で期限前償還可能。また、払込期日以降に税制事由又は資本金変更事由が生じ、かつ継続している場合は期限前償還可能。	2029年9月12日以降の各利払日に当社の裁量で期限前償還可能。また、払込期日以降に税制事由又は資本金変更事由が生じ、かつ継続している場合は期限前償還可能。
12. 担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。		
13. 財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。		
14. 劣後特約	当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において、当社の一般の債務に劣後し、当社普通株式に優先する。		
15. 利払日	毎年3月12日及び9月12日		
16. 利払の繰延べ	当社の裁量により、利息の支払の全部又は一部を繰り延べることができる。 （強制支払条項付）		

17. 取得格付	株式会社格付投資情報センター A- 株式会社日本格付研究所 A		
18. 資本性	「クラス3、資本性50」（株式会社格付投資情報センター） 「中・50%」（株式会社日本格付研究所） 「中資本性・50%」 S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社		
19. 引受会社	みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、大和証券株式会社		
20. 振替機関	株式会社証券保管振替機構		
21. 財務代理人	株式会社三菱UFJ銀行	株式会社みずほ銀行	株式会社三井住友銀行

- (注1) 2019年9月12日の翌日から2024年9月12日までは固定利率、2024年9月12日の翌日以降は変動利率（2029年9月12日の翌日及び2044年9月12日の翌日に金利のステップアップが発生）。
- (注2) 2019年9月12日の翌日から2026年9月12日までは固定利率、2026年9月12日の翌日以降は変動利率（2029年9月12日の翌日及び2046年9月12日の翌日に金利のステップアップが発生）。
- (注3) 2019年9月12日の翌日から2029年9月12日までは固定利率、2029年9月12日の翌日以降は変動利率（2029年9月12日の翌日及び2049年9月12日の翌日に金利のステップアップが発生）。
- (注4) 本注4に記載される事項は本社債の証券情報の一部を形成せず、法的又は契約上の義務は生じない。当社は、本社債の満期以前に本社債を償還又は買入消却する場合は、信用格付業者から本社債と同等の資本性が認定される商品により、本社債を借り換えることを想定しているが、発行登録追補書類【募集又は売出しに関する特別記載事項】欄中「本社債の償還及び買入消却時の借り換えに関する制限について」に記載のいずれかの場合においては、本社債と同等の資本性を有する商品による借り換えを見送る可能性がある。

以上

お問い合わせ先：総務部広報センター 03-6867-2135, 2146, 2977, 3419

この文書は、当社の公募ハイブリッド社債（公募劣後特約付社債）の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集行為ではありません。本社債は米国1933年証券法（以下、米国証券法）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は発行会社又は売出人より入手することができます。同文書には発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。